

岩手県告示第344号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成27年岩手県告示第522号）で公示した公共測量を終了した旨釜石市長から次のとおり通知があった。

平成29年4月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 釜石市鵜住居町及び片岸町の各一部
- 2 実施した期間 平成27年6月15日から平成29年2月28日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（3級基準点）